

東久留米市環境審議会 会議録

1. 会議名 平成 26 年度第 3 回東久留米市環境審議会
2. 日 時 平成 27 年 1 月 23 日（金） 午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分
3. 場 所 東久留米市役所 7 階 702 会議室
4. 出席委員氏名（敬称略） 杉原弘恭（会長）、重藤さわ子、大山久仁夫、宮川正孝、田原悟子、樋川紘一、水戸部啓一、三間優子、鈴木基司、山本直、梅村清（以上 11 名）
5. 欠席委員氏名（敬称略） 高田眞一
6. 事務局職員名 小林尚生環境部長、小島信行環境政策課長、瀬戸口恵美主査（政策調整担当）、小平卓主査（みどりと公園担当）、小林秀敏主任（生活環境担当）、藤井華子主事（政策調整担当）
7. コンサルタント会社（株式会社 総合環境計画） 宮下英之 林栄津子
8. 傍聴人 なし
9. 次第
 - (1) 開会あいさつ
 - (2) 議題
 - ①平成 26 年度第 2 回環境審議会会議録の確認について（資料 1）
 - ②環境基本計画検討部会の経過報告について（資料 2・資料 2-1~9）
 - ③平成 25 年度環境基本計画及び緑の基本計画進捗状況調査結果に対するご意見について（資料 3-1~2）
 - ④その他
10. 配布資料
 - 平成 26 年度第 2 回環境審議会会議録（案） 資料 1
 - これまでの環境基本計画検討部会の検討経過について 資料 2
 - 環境基本計画を検討するにあたっての基礎的理解..... 資料 2-1

東久留米市第4次長期総合計画と環境基本計画について.....	資料 2-2
東久留米市第4次長期総合計画に記載された環境関係の内容	資料 2-3
対策成果アンケート調査における市民意識の経年比較と年齢層の比較	
	.. 資料 2-4
東久留米市環境基本計画及び中間見直しへの意見整理（追記）	資料 2-5
庁内ヒアリングの結果について.....	資料 2-6
周辺各市の施策動向	資料 2-7
東久留米市環境基本計画策定スケジュール.....	資料 2-8
東久留米市環境基本計画（改定）施策の体系	資料 2-9
平成25年度環境基本計画及び緑の基本計画進捗状況調査結果.....	資料 3-1
環境基本計画及び緑の基本計画進捗状況調査結果に対する環境審議会委員 のご意見	資料 3-2

11. 平成 26 年度第 3 回環境審議会

- ・ 審議会長のあいさつ
- ・ 出欠席者の報告 出席 11 名、欠席 1 名、定足数に達しており会議は成立
- ・ 審議会の役割の再確認

(1) 平成 26 年度第 2 回環境審議会会議録の確認について（議題① 資料 1）

【事務局】資料 1 説明。

- ・ 平成 26 年度第 2 回環境審議会会議録を要点筆記したもの。
- ・ 1 月 30 日までに気づいたことがあれば事務局までご連絡いただきたい。

(2) 環境基本計画検討部会の経過報告について（議題② 資料 2・2-1~9）

【事務局】あらためて環境審議会で設置された、計画検討部会の位置づけについての説明。

- ・ 市長が策定し、策定にあたっては審議会の意見を聞かなければならない。
- ・ 庁内環境委員会、環境基本計画の取組を推進し、協力体制をとり尽力している。
- ・ 市民環境会議より数名選出する。

【委員】資料 2・2-1~9 説明。

- ・ 部会の構成は 2 名の委員が環境審議会から参加し、市民環境会議等の代表として 3 名の方から意見をいただく。
- ・ 策定方針の検討。
- ・ 中間見直しを踏まえ、社会状況の変化などを加えて見直しを行う。
- ・ 市民が手に取り分かりやすい計画にする。

- ・地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）と生物多様性地域戦略を包括的に盛り込んでいく。
- ・第4次長期総合計画を参照しつつ、環境に関する事項の確認。
- ・市民意識調査による年齢層ごとの比較の実施。
- ・中間見直しへの意見整理の確認。
- ・庁内ヒアリング結果の確認。
- ・周辺各市の施策動向の確認。環境基本計画で議決決定した市の事例について。
- ・計画策定スケジュールの訂正。2/24までに前倒しで骨子案策定を行う。必要に応じて、3月に検討部会を実施する。

【会長】部会で行った基礎レクを審議会でも情報共有しておく（資料2-1説明）。

- ・「環境の保全、回復及び創出」により、「人と自然が共生できる良好な環境づくり」を、「市民・事業者・市が協調し合い、総合的・計画的に進める」ことが、東久留米市の環境基本条例の目的である。
- ・東久留米は農村型、都市型両方の対応が必要となる。「生産緑地」の問題がある。
- ・公害の未然防止、快適な生活環境の維持・創造、環境保全次世代継承が環境管理の基本施策体系である。
- ・PDCAサイクルを回して行くにしても、起きている変化のレベルがどうなっているかを示すために目標が必要となる。

【委員】●資料2-2、2-3説明

- ・環境基本計画の将来の環境像は水と緑、安心した暮らしをみんなで育む街、東久留米となっている。
- ・第4次長期総合計画の将来の環境像はにぎわいと活力あふれる街、住みやすさを感じる街、健康で幸せに過ごせる街、子どもの未来と文化を育む街、地球環境に優しい街となっている。
- ・将来像の検討としては次回の部会の課題となっている。

●資料2-4の説明

- ・平成18年度から平成26年度に行ったアンケート調査から、特に環境に関わる設問を抜きだしている。
- ・子育て世代、壮年世代、高齢世代の比較を行い、子育て世代の方が高齢世代よりも自然にふれあっていると回答した割合が大きかった。
- ・河川、水辺がきれいになったと全世代の8割以上が感じている。
- ・緑を基本とした景観が保全されている市民が年々増えている。
- ・環境に優しいと思う生活や活動を行っているという回答が7割ある一方で、そ

う思わないという回答も増えているので、これに対する改善も考える必要がある。

- ・ゴミ出しのルールについては、普及、啓発が必要になってくる。
- ・自然と触れ合う市民が7割もいるので、保全活動の周知や啓発をすることで、緑の保全活動を行う市民を増やせるのではないか。
- ・水辺や湧水にふれあう活動についても、今後増やしていく課題がある。
- ・地域のコミュニティー活動への参加が少ないのが全体の傾向。
- ・市内農産物の購入を拡大していくことも課題となっている。

●資料 2-5 の説明

- ・市民環境会議からの意見が取りまとめに盛り込んでいないということで、追記されている。

●資料 2-6 の説明

- ・庁内での個別ヒアリングを行った結果、様々な課題が出てきている。

●資料 2-7 の説明

- ・周辺各市の環境基本計画を調査し、東久留米市の計画見直しに活かしていくために実施。
 - ・近年の策定動向として、東日本大震災後の対応として、エネルギー、温暖化対策および適応策、循環型社会形成の3R、生物多様性に関する対策が多くなっている。
 - ・事業計画の改定期間が短くなっている。
 - ・重点プロジェクトについては、生物多様性関連については、緑分野を冒頭に取り上げる例が多く、生物多様性の保全等を全面に出して施策展開を図る例はない。
 - ・地球温暖化対策は比較的重視している地域が多い。再生可能エネルギーや省エネルギーと合わせて積極的に取り組んでいる。
 - ・農業関係については、農業振興計画等に委ねている例が多く、生産緑地の取り扱いについて明確に記載している計画はない。
 - ・協働を視点に市民、事業者等についても環境配慮指針を盛り込んでいる計画が多い。
 - ・緑の基本計画を下位計画に位置付けている計画や、歴史文化等を取り扱う計画もある。
- 資料 2-9 の説明
- ・東久留米市環境基本計画で研修方針の検討（骨子案）に必要となる、体系の整理が必要となる。

【委員】 次回検討部会で、骨子案について相当絞り込んでいく予定である。資料 9 で国や都、長期総合計画の施策が下りてきているので、今日の話聞いてこの辺

を議論した方が良いという意見を頂けると、次回の部会に参考になる。

- 【委員】 庁内ヒアリングの報告にある、10年後を見据えた数値目標があるが、これはどういう所から出た数値なのか。また、個別目標にある家庭ゴミ有料化の検討について、進捗状況を聞きたい。
- 【委員】 今回策定する計画のスパンを考え、その期間で何をすべきかを考えなければならない。特に農地の保全をしつつも、今後確実に農地が少なくなっていくとすれば、環境基本計画の中で盛り込むべき、農地保全の代替案も考えておくべきだという、10年後を見据えた議論もしている。
- 【委員】 東久留米の生産緑地は追加指定も再指定も出来ない。農家が相続税を払うに当たり、農地を手放さなければならないケースが増えてくる。全ての面積の農地を売らなければならないとて済むとしても、制度上農地の指定を一旦解除しなければならないので、農地の再指定が出来れば、農家さんのやる気にもつながると思うので、課題として考えて頂きたい。
- 【事務局】 生産緑地については都市計画課に確認をしたところ、国の指針や内部規定があり、公共施設の種地、面積が500㎡であり、農業が継続できることで指定を受ける。買い取り申請を提出したものを再度指定することは、現状では出来なくなっている。また、追加指定が出来るかという点、全くないということではないが、今までの事例がない。例えば山を開墾して畑を作る場合や、あぜ道などの指定の漏れがあれば追加指定できる。委員のお話のように、農地を半分売り、半分を生産緑地に再度戻すという事は法律的に厳しいところがあるが、農業者の皆様からのご意見が多い場合には、調査研究をさせていただきたいと思っている。
- 【委員】 生産緑地自体の指定は東久留米の行政で出来ると思う。近隣市でできるところもある。農業委員会でも近隣市と足並みをそろえ、農地を残していこうという方向で検討しているが、都市計画課が納得しないので話が進んでいない。特にその辺りを強調したいと思い意見を述べた。
- 【会長】 湧水の元は雨水であるが大事な供給源でもあるので、環境と農業を引き続き検討させていただきたい。
- 【事務局】 農業委員会ならびに産業振興課と連携を図り、長期総合計画が後期基本計画に入るので、今ご意見いただいたものを協議しながら調査をして行きたい。
- 【委員】 縦割りでなく横のつながりを多くして頂きたい。
- 【事務局】 ゴミ有料化については、長期総合計画の中で計画が進んでいたが、社会情勢の影響で実施を見送った経緯がある。現在はゴミ有料化されていないが、近い将来には有料化という事も含めて進めていかなければならない。
- 【委員】 東久留米市は農地が多く、農地が維持されるようにと書いてあるが、例えば農地や農作物の生産と共に、“環境保全機能として注目されています”という文章を入れたほうが、まとめとして良いのかと思う。

- 【事務局】アンケート調査については別の部署にて行っているため、申し伝える。
- 【委員】資料 2-9 に関して、個別目標にある湧水も緑も生物も「量と質とふれあい」だと思う。過去の経緯があつてこのようなまとめになっているのは分かるが、「量と質とふれあい」のことを思い描きながらまとめると、分かりやすいと思う。またアセスメントにも“ふれあい”という項目があるくらい重要である。
- 【委員】保全や回復というのは、質と量が一緒になる。言葉の定義の問題で、量や質というと、その上位には保全という言葉が来るので、その辺をどのように整理するのかということがあると思う。
- 【会長】概念的には非常に広いものを含んでいるので、また部会の方でもご意見いただければと思う。
- 【委員】また、資料 2 に書いてある、「市が持っているデータ」というものを具体的に教えて頂きたい。
- 【事務局】環境に関するアンケートやとりまとめ、施策アンケート、環境フェスティバルのアンケート、都市計画マスタープランのアンケート調査、環境基本計画中間見直し時のアンケートなど、企画調整課が行っている施策経過アンケートが経年でとれたもの等を紹介している。
- 【委員】資料 2-9 の施策の内容の中で、環境保全型農業の支援と、後継者育成支援というのは、具体的にどのようなことをイメージしているのかお聞きしたい。
- 【委員】“後継者の育成に努めます”という計画に、具体的な施策として対応していくのは、産業振興課であるため、庁内ヒアリングを行っている。
- 【委員】魅力ある農業をすれば後継者が出てくるわけである。
- 【委員】6 次産業化の推進等も進めている、とのこと。
- 【事務局】新商品の開発や地元の物を食べてもらうイベント、体験農園で農業に親しむ取り組みをしている。最終的には魅力ある農業につながるのではないかとこのことをヒアリングで伺っている。
- 【委員】個々の施策については各課が進めていくことになる以上、環境という視点で 10 年後を見据えた目標をどう立てていくかということ、環境基本計画の中で議論をしているところである。
- 【会長】環境は色々なものが絡むので、色々なものが織り込まれている。
- 【委員】生産緑地は相続税がかからないことがメリットなのか。
- 【事務局】税金はかかるが、納税猶予という制度があり、現所有者の方が死亡されたときに、農業が営むことができなければ相続税がかかるが、次の代の方も農業を営むことができれば、納税猶予という形で相続税は発生しない。
- 【委員】生産緑地を処分、売買し、アパートを建てることはできるのか。
- 【事務局】生産緑地を解除して売ることが出来る。委員が仰っていた通り、相続が発生して、次に農業をやる人がいればいいが、複数の相続人がいると分断せざる

を得ない。そうすると相続に伴って農業ができなくなり、生産緑地を解除して売却するというケースが多い。

【委員】今ある農地を生産緑地として申請することができるのか。

【事務局】先ほどのように 500 m²以上や、農業を継続できるなどの基準一定の基準をクリアできれば、生産緑地とすることができる。

【委員】地球温暖化対策として、現在小さい団体が自然エネルギーを推進している。そのような行動をぜひ施策に入れてほしい。

【委員】資料の中に書かれており、現計画の中にも入っている。

【委員】資料 2-7 で、周辺各市の施策動向のデータが入っていれば、他の市や情勢のものを参考にすれば良いと思う。また、周辺各市だけでなく、他の自治体のものも参考に取り入れられれば良いと思った。

【会長】大事な意見だと思う。参考になる事例等ありましたら、紹介いただきたいと思う。

(3) 平成 25 年度「環境基本計画」及び「緑の基本計画」進捗状況調査結果に対するご意見について（議題③ 資料 3-1~2）

【会長】環境審議会が、「環境基本計画」と「緑の基本計画の」諮問を受けるとともに年次報告を行うことになっていることから、事前に委員にお願いして評価意見を頂き、年次報告の原案をとりまとめたものである。緑の基本計画は今回初めてなので、それを合わせて年次報告とさせていただきたいということである。ご意見があればここで伺っておいて、よろしければ、会長、事務局に一任という形で取りまとめさせていただければと思う。先に各委員からの質問への回答を課長からお願いしたい。

【事務局】資料説明 3-1~2

- ・皆様から頂いた中で多かった意見を 11 項目として抽出した。ご質問についてここで回答する。
- ・“P8 のごみの排出の中で、分別排出に努めるとは具体的に何を考えているか”については、ごみの水切り、小型家電分別回収、新しい分別品目、不法投棄撲滅、減量説明会に関する取組み、資源化協力店に関する取組み、紙ごみの減量についてのことでホームページにも掲載している。
- ・“保存樹木に対する補助”については、現在保存樹木・保存樹林・生垣に対して助成を行っている。現在樹木は 517 本、保存樹林は 6,528 m²、生垣 3,097 m である。樹木は 1 本 3400 円、樹林は 65 円/m²、生垣は 300 円となっている。
- ・指定した樹木が倒壊したり、枝が落ちて車や人が事故にあった場合、市で保障するという損害保険に入っている。
- ・“農業委員会の役割が良くわからない” ことについて、農業委員会は“農業委

員会等に関する法律”があり、その中で市町村に農業委員会を置くということになっている。地方自治法の中で農業委員会は農地等の利用関係の調整、農地の交換等の事務を行うとなっている。農地法に基づく農地の売買、農地転用を行う場合の事務を行う事となっている。

- ・“大気汚染の環境基準は超過して問題はないのか”の質問については、騒音の環境基準の超過は、平成 24 年 4 月 1 日より、東京都から自動車常時監視権限移譲が行われ、幹線道路（新青梅街道、小金井街道、所沢街道）の騒音の測定を行うこととなり毎年東京都に結果を報告している。“幹線道路の環境基準は、達成期間 10 年を超える期間で速やかに達成するよう努めるものとする”とされている。東京都においては優先的に騒音対策区間を設置して対策を行っているが、東久留米の路線は含まれていない。
- ・大気については、広域的に対策しなければならず、大気汚染防止法は都道府県の事務になっている。東京都では、一般大気排出局と自動車排出ガス測定局は合わせて 82 局設置されている。東久留米市では中央町に設置されている。平成 24 年度より全ての測定局で PM2.5 の測定ができるようになっている。PM2.5 の環境基準は 1 日平均 35 μg 以下、年平均 15 μg 以下とされている。東京都においては、ディーゼル車規制や低公害車の納入、VOC の対策を進めており、環境基準の達成を目指している。
- ・PM2.5 については、都では健康影響が出現される可能性が高くなると予測される平均値が日平均 70 μg を超えた場合注意喚起をすることとなっており、東京都では 1 度もこの基準を超えたことがない。
- ・“A ゾーン、C ゾーンが何かわからない”ことについて、黒目川上流域親水化検討報告書の中で、黒目川は小平霊園が最上流でそこから 2.3km を 3 つに分けて上流から ABC に区分したものである。緑の基本計画の 41 ページに示されている。

【委員】一般の市民が見たときに分かりにくい話が多かったと思う。市民に分かりやすいのが一番だと思う。関わっている人が見ればわかるかもしれないが、例えば大気汚染についても問題がないから課題がないということかとは思いますが、不安になる人もいるのではないかと思うので、わかりやすい書き方をしてもらえると良いかと思う。

【委員】委員と同様な意見。発行までに時間があるのであれば、直せる部分は少しでも分かりやすいように直せば良いと思う。基準と規制の違いも分かるように出来る限り努力をしていただき、誰にでもわかるものを作り上げてほしいと思う。

【会長】情報を行政と市民と事業者で共有できることを基本としてもらえればと思う。

(4) その他

【事務局】産業振興課と農業委員会からご紹介をいただいた、都市農業を考える講演会のご案内を紹介した。次回の審議会は3月27日で調整を図る。

(6) 閉会

【会長】これで本日予定されていた全ての議題が終了した。平成27年度第3回環境審議会を終了する。ありがとうございました。